

カテゴリ	質問	回答
運行管理の高度化に対する支援		
事業・支援策要件	補助の詳しい内容を教えてください。	事業と支援策の詳細につきましては、当ホームページに掲載されている交付規程・公募要領をご確認ください。
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は、予算が分かれていますか。	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は別事業のため、予算は分かれています。
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「交付要綱」はどこで確認できますか。	国土交通省が掲載している以下のPDFにてご確認いただけます。 ・被害者保護増進等事業費補助金 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf</a>
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「実施要領」はどこで確認できますか。	国土交通省が掲載している以下のPDFにてご確認いただけます。 ・先進安全自動車の整備環境の確保事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889238.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889238.pdf</a> ・自動車運送事業の安全総合対策事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889237.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889237.pdf</a>
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	自動車運送事業の安全総合対策事業については、当ホームページに詳細が掲載されていますのでご確認ください。
申請方法	申請期間を教えてください。	令和7年7月31日(木)～令和8年1月30日(金)となります。
申請方法	予算状況によっては期限前でも申請を締め切る可能性はありますか。(予算がなくなったら終了ですか。)	当該予算額に達した時点で申請の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて当ホームページにて公表します。
申請方法	どのように申請したらよいですか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。
申請方法	郵送や電話、持ち込みで申請できますか。	郵送や電話、持ち込みでの申請は受け付けておりません。公募要領に記載の通り、電磁的方法(パソコンコンピューター(PC))を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみ申請が可能です。
申請方法	電磁的方法とはどのような方法ですか。	パソコンコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する方法です。
申請方法	スマートフォンもしくはタブレットで申請はできますか。	電磁的方法(パソコンコンピューター(PC))からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。
申請方法	補助事業の完了年月日には何を入力すればよいですか。	補助対象機器を購入し取り付けを行ったうえで支払いまで終了(事業完了)した日をご入力ください。支払いが完了した日については、補助対象機器の領収書に記載されている日付をご確認ください。
申請方法	申請者は代表取締役以外の社員でもよいですか。	代表取締役以外の社員の方でも申請が可能です。
申請方法	申請は誰が行えますか。	補助対象機器を購入し支払いされた事業者様ご自身で申請いただく必要がございます。
申請方法	申請開始前に補助対象機器を購入してもよいでしょうか。	令和7年4月1日以降に購入した機器等で、取り付けを行ったうえで支払いが完了しており、補助対象機器一覧に記載のあるものであれば申請が可能です。
申請方法	他の補助金を受けている場合、申請はできますか。	本事業と補助対象が重複する他の他の補助金と重複して申請することはできません。ただし、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金では、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と「自動車運送事業の安全総合対策事業」につきましては、申請の要件を満たす事業者については双方とも申請することが可能です。
申請方法	申請フォームの補助金交付申請額には何を参照して入力すればよいですか。	まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助金交付申請額」欄に表示された金額をご入力ください。
申請方法	申請者は法人でなければいけないのでしょうか。	申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。
申請方法	申請が可能となる中小企業の定義を教えてください。	中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとなります。 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 詳しくは当ホームページの公募要領にてご確認をお願いいたします。
申請方法	補助対象となる機器を教えてください。	以下の通りとなります。 ①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ②国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー ③国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む） 詳しくは当ホームページに掲載されている補助対象機器一覧をご覧ください。
申請方法	それぞれの補助対象機器を申請できる事業者を教えてください。	以下の通りとなります。（リース事業者の場合は、貸渡し先が以下に該当すること） ①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者 ②国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者 ③国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む） 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者 詳しくは当ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。
申請方法	複数台数の申請は可能ですか。	申請は可能です。1事業者あたりの補助金上限額は80万円です。ただし、2回以上申請する場合を除き、通信機能付き一体型車載器を含めて購入して申請した場合の上限額は120万円となります。
申請方法	デジタル式運行記録計に係る車載器（車両1両あたり1台に限る。）の構成品はどのようなものが補助対象になりますか。	以下の通りとなります。 ・運行データを作成するために必要なセンサー（以下、この項及び次の項において「センサー」という）、運行データを作成し記録する装置、センサーと運行データを作成し記録する装置を接続する部品、事業所用機器に運行データを伝達するための専用装置等で構成される一連の機器。 ・操作機器（操作パッド等）、表示機、メモリーカード（※1）、センサー（※2）ハーネス（※2）、車載器の通信機器、リーダライダー、車載器を車両に取り付けるための付属部品、取付工事費、車載器の通信費（1ヶ月以上）、設定にかかる費用。 ※1メモリーカードは、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーについては、車載器1台につき1枚とします。また、一体型は2枚とします。 ※2センサー及びハーネスのうち、温度センサーやETC等、補助対象機器と関わりがない部品は対象外とします。

申請方法	映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器（車両1両あたり1台に限る。）の構成品はどのようなものが補助対象になりますか。	<p>以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時刻、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器。</li> <li>・操作機器（操作パッド等）、メモリーカード（※1）、センサー（※2）ハーネス（※2）、車載器の通信機器、映像カメラ（※3）、車載器を車両に取り付けるための部品、車載器の通信費（1ヶ月以上）、車載器の取付工事又は設置に係る費用。</li> </ul> <p>※1 メモリーカードは、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーについては、車載器1台につき1枚とします。また、一体型は2枚とします。</p> <p>※2 センサー及びハーネスのうち、温度センサーやETC等、補助対象機器と関わりがない部品は対象外とします。</p> <p>※3 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者は、車両前方の道路及び交通状況の映像を撮影できるよう、車両にカメラを設置すること。また、一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、次の車室内の状況を撮影できる映像記録型ドライブレコーダーのカメラを設置すること。</p>
申請方法	一体型に係る車載器（映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラを含む。車両1両あたり1台に限る。）の構成品はどのようなものが補助対象になりますか。	<p>以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル式運行記録計に係る車載器（車両1両あたり1台に限る。）に準じるデジタル式運行記録計及び次に規定する映像記録型ドライブレコーダー。</li> <li>・加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報等を記録又は伝達するための装置、これらの装置を接続する部品等で構成される一連の機器。</li> <li>・操作機器（操作パッド等）、メモリーカード（※1）、センサー（※2）ハーネス（※2）、車載器の通信機器、映像カメラ（※3）、車載器を車両に取り付けるための部品、車載器の通信費（1ヶ月以上）、車載器の取付工事又は設置に係る費用。</li> </ul> <p>※1 メモリーカードは、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーについては、車載器1台につき1枚とします。また、一体型は2枚とします。</p> <p>※2 センサー及びハーネスのうち、温度センサーやETC等、補助対象機器と関わりがない部品は対象外とします。</p> <p>※3 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者は、車両前方の道路及び交通状況の映像を撮影できるよう、車両にカメラを設置すること。また、一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、次の車室内の状況を撮影できる映像記録型ドライブレコーダーのカメラを設置すること。</p>
申請方法	交付決定通知書兼交付額確定通知書受領後の対応を教えてください。	交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領後、内容をご確認いただき請求申請を実施してください。
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページにログインする手順を教えてください。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムより、 1.メールアドレスを入力し利用者登録をお願いいたします。 2.登録を行ったメールアドレス宛にパスワード設定用メールが届きます。 3.メール本文内のリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いいたします。 4.マイページには、登録メールアドレスと設定されたパスワードでログインいただけます。 詳しくは当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	利用者登録をしましたが、パスワードを設定するメールが届きません。	次の原因が考えられます。 1.登録されたメールアドレスが誤っている場合 2.特定のメールアドレスのみを受信可能にしている場合 ※「noreply@hogo-zoushin.jp」からのメールを受信可能とする設定にしてください。 3.迷惑メールフォルダに振り分けられている場合
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページのパスワードを忘れてしまいました。	ログイン画面に表示される「パスワードをお忘れの場合はこちら」からパスワードの再設定を行っていただけます。その際、既に登録されているメールアドレスを入力いただき、次へボタンを押すとパスワードの再設定のメールが届きます。届いた通知に記載されているパスワードリセットのリンクから新たにパスワードを設定してください。詳しくは当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請システムで提出書類を添付しましたが、完了ボタンが押せず完了できません。	申請に必須となる提出書類全てを添付しないと完了ボタンを押すことができません。そのため、必要となる書類全てを添付したうえで完了ボタンを押してください。必要となる書類詳細は当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請した情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間9:00~18:00 素曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
必要書類	申請書の必要書類について教えてください。	当ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引きにて必要書類をご確認いただけます。なお、申請時に書類の不足や不備がありますと、申請を受付できない場合がありますので、申請前に必要書類のご確認をお願いいたします。
必要書類	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	事前確認はしておりません。
必要書類	申請フォームの補助対象経費は何を参照して入力すればよいですか。	まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助対象経費」欄に表示された金額をご入力ください。
必要書類	手形処理で補助対象機器を購入した場合、領収書は発行されませんが、銀行の手形処理の電子領収書で申請することができますか。	電子領収書もしくは通常(手形)の領収書を添付してください。
必要書類	電子取引で領収書が出ないものについてはどうしたらよいでしょうか。	別途、機器販売店より領収書を作成していただき、提出してください。
必要書類	申請完了後、提出書類は返却いただけるのでしょうか。	一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できません。 令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムによる申請は、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は消去せずに保管してください。
必要書類	帳簿の保管義務はありますか。	保管義務があります。事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃えて他の経費と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておく必要があります。また、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。
必要書類	申請フォームの機器名には何を入力すればよいですか。	補助対象機器一覧から該当する機器名称(型式)をご参照いただき、大文字・小文字を正しくご入力ください。
必要書類	請求申請に必要な書類を教えてください。	<p>振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類(預金通帳のコピー・電子通帳の画面コピー等)をご用意ください。なお、法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみご登録いただけます。 ※詳しくは当ホームページに掲載されている申請の手引きをご確認ください。</p> <p>【当座口座の場合】 当座勘定照合表(当座預金取引照合表)または、当座勘定入金帳など、振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類</p>

必要書類	振込先口座名義人が文字数超過ですべて入力できない場合はどのようにしたらよいですか。	振込先口座名義人は最大30文字までの登録のため、30文字を超過する場合は口座名義人(カナ)の頭からスペースも含め30文字をご入力ください。
不備訂正	申請後に申請内容に不備があることに気付いたのですが、どうすればよいですか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局（03-4446-4346）までお問い合わせください。（受付時間9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）
不備訂正	申請を取り下げたいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局（03-4446-4346）までお問い合わせください。（受付時間9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）
不備訂正	「不備訂正依頼のご連絡」というメールを受領したのですが、どのように対応すればよいですか。	申請内容に不備があり審査ができかねる状況のため、速やかに申請内容の訂正と再提出のご対応をお願いいたします。メール本文中記載の申請番号をご確認いただき、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご参照のうえご対応ください。
不備訂正	不備訂正期限までに再提出できなかった場合、どうなるのでしょうか。	不備訂正期限までに完了できるようご対応ください。訂正期限までに再提出できない場合は、事務局にて申請を取下げさせていただく場合があります。
補助金交付	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	補助対象機器等を購入後、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムにより交付申請兼実績報告とともに、添付書類(請求書、領収書等)を提出してください。申請内容に問題がなければ、交付決定額確定通知の連絡をいたします。その後、交付決定額確定通知に記載された確定額について請求申請をしていただき、当該請求に応じて補助金の支払いを行います。
補助金交付	交付決定通知はどのように実施されますか。	審査完了後、交付決定及び額の確定について事務局からメールをお送りいたします。メールに記載されているURLから申請システムにログインいただき、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」をご確認ください。
補助金交付	補助金はいつ頃振り込まれますか。	補助金の振込みは、令和7年10月末以降の開始を予定しています。
補助金交付	補助金の振込元口座名を教えてください。	以下の通りとなります。 口座名：被害者保護増進等事業費補助金事務局 T O P P A N 株式会社 口座名カナ：ヒガ シキヤクゼンセイジヤヒョウジンセイジヤ ハシブト ハンガ ※その他の情報が必要な方は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。
補助対象	既に購入している補助対象機器でも補助対象となりますか。	令和7年4月1日以降に購入し、取り付けを行ったうえで支払いが完了した機器であって、補助対象機器一覧に該当するものであれば対象となります。
補助対象	ホームページの補助対象機器一覧に掲載されている機器以外に、補助対象となる機器はありますか。	以下の通りとなります。 ①機器本体の購入は補助対象機器一覧に記載がある機器に限ります。 ②構成部品に関しては、補助対象機器一覧に記載の有無に関わらず、①を使用するためのものとします。ただし、すでに保有している構成部品は除きます。
補助対象	中古で購入したデジタル式運行記録計でも補助対象機器になりますか。	中古品は補助対象機器にはなりません。
補助対象	保有している車両台数によって補助率に違いはありますか？	以下の通りとなります。 ・機器取得に要する経費の1/3 ・保有する事業用自動車が10両未満の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が、初めてデジタル式運行記録計又はデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む）を導入した者は、機器取得に要する経費の1/2とします。
過労運転防止のための先進的な取り組み		
事業・支援策要件	補助の詳しい内容を教えてください。	事業と支援策の詳細につきましては、当ホームページに掲載されている交付規程・公募要領をご確認ください。
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は、予算が分かれていますか。	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は別事業のため、予算は分かれています。
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「交付要綱」はどこで見られますか。	国土交通省が掲載している以下のPDFにてご確認いただけます。 ・被害者保護増進等事業費補助金 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf</a>
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「実施要領」はどこで見られますか。	国土交通省が掲載している以下のPDFにてご確認いただけます。 ・先進安全自動車の整備環境の確保事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889238.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889238.pdf</a> ・自動車運送事業の安全総合対策事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889237.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889237.pdf</a>
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	自動車運送事業の安全総合対策事業については、当ホームページに詳細が掲載されていますのでご確認ください。
申請方法	申請期間を教えてください。	令和7年7月31日(木)~令和8年1月30日(金)となります。
申請方法	予算状況によっては期限前でも申請を締め切る可能性はありますか。(予算がなくなったら終了ですか。)	当該予算額に達した時点で申請の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて当ホームページにて各事業で公示します。
申請方法	どのように申請したらいよですか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。
申請方法	郵送や電話、持ち込みで申請できますか。	郵送や電話、持ち込みでの申請は受け付けておりません。公募要領に記載の通り、電磁的方法(パソコンコンピューター(PC))を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみ申請が可能です。
申請方法	電磁的方法とはどのような方法ですか。	パソコンコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する方法です。
申請方法	スマートフォンもしくはタブレットで申請はできますか。	電磁的方法(パソコンコンピューター(PC))からの申請を推奨しております、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。
申請方法	補助事業の完了年月日には何を入力すればよいですか。	補助対象機器を購入し取り付けを行ったうえで支払いまで終了(事業完了)した日をご入力ください。支払いが完了した日については、補助対象機器の領収書に記載されている日付をご確認ください。
申請方法	申請者は代表取締役以外の社員でもよいですか。	代表取締役以外の社員の方でも申請が可能です。
申請方法	申請は誰が行えますか。	補助対象機器を購入し支払いされた事業者様ご自身で申請いただく必要があります。
申請方法	申請開始前に補助対象機器を購入してもよいでしょうか。	令和7年4月1日以降に購入した機器等で、取り付けを行ったうえで支払いが完了しており、補助対象機器一覧に記載のあるものであれば申請が可能です。
申請方法	他の補助金を受けている場合、申請はできますか。	本事業と補助対象が重複する他の補助金と重複して申請することはできません。ただし、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金では、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と「自動車運送事業の安全総合対策事業」につきましては、申請の要件を満たす事業者については双方とも申請することが可能です。
申請方法	申請フォームの補助金交付申請額には何を参照して入力すればよいですか。	経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助金交付申請額」欄に表示された金額をご入力ください。
申請方法	申請者は法人でなければならないのでしょうか。	申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。

申請方法	申請が可能となる中小企業の定義を教えてください。	中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとなります。 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 詳しくは当ホームページの公募要領にてご確認お願いいたします。
申請方法	補助対象となる機器を教えてください。	以下の通りとなります。 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器 詳しくは当ホームページに掲載されている補助対象機器一覧をご覧ください。
申請方法	それぞれの補助対象機器を申請できる事業者を教えてください。	申請できる事業者は自動車運送事業者となります。（リース事業者の場合は、貸渡し先が自動車運送事業者に該当すること） 詳しくは当ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。
申請方法	複数台数の申請は可能ですか。	申請は可能です。1事業者あたりの補助金上限額は80万円です。
申請方法	車両の所属する営業所の総車両台数が4両以下なのですが申請できますか。	申請いただけません。補助対象機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出（認可）総車両台数が5両以上である必要があります。（個人タクシーは除く）
申請方法	交付決定通知書兼交付額確定通知書受領後の対応を教えてください。	交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領後、内容をご確認いただき請求申請を実施してください。
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページにログインする手順を教えてください。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムより、 1.メールアドレスを入力し利用者登録をお願いいたします。 2.登録を行ったメールアドレス宛にパスワード設定用メールが届きます。 3.メール本文内のリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いいたします。 4.マイページには、登録メールアドレスと設定されたパスワードでログインいただけます。 詳しくは当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	利用者登録をしましたが、パスワードを設定するメールが届きません。	次の原因が考えられます。 1.登録されたメールアドレスが誤っている場合 2.特定のメールアドレスのみを受信可能にしている場合 ※「noreply@hogo-zoushin.jp」からのメールを受信可能とする設定にしてください。 3.迷惑メールフォルダに振り分けられている場合
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページのパスワードを忘れてしまいました。	ログイン画面に表示される「パスワードをお忘れの場合はこちら」からパスワードの再設定を行っていただけます。その際、既に登録されているメールアドレスを入力いただき、次へボタンを押すとパスワードの再設定のメールが届きます。届いた通知に記載されているパスワードリセットのリンクから新たにパスワードを設定してください。詳しくは当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請システムで提出書類を添付しましたが、完了ボタンが押せず完了できません。	申請に必須となる提出書類全てを添付しないと完了ボタンを押すことができません。そのため、必要となる書類全てを添付したうえで完了ボタンを押してください。必要となる書類詳細は、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請した情報を変更したいのですがどうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
必要書類	申請書の必要書類について教えてください。	当ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引きにて必要書類をご確認いただけます。なお、申請時に書類の不足や不備がありますと、申請を受付できない場合がありますので、申請前に必要書類のご確認をお願いいたします。
必要書類	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	事前確認はしておりません。
必要書類	申請フォームの補助対象経費は何を参照して入力すればよいですか。	まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助対象経費」欄に表示された金額をご入力ください。
必要書類	手形処理で補助対象機器を購入した場合、領収書は発行されませんが銀行の手形処理の電子領収書で申請することができますか。	電子領収書もしくは通常(手形)の領収書を添付してください。
必要書類	電子取引で領収書が出ないものについてはどうしたらよいでしょうか。	別途、機器販売店より領収書を作成していただき、提出してください。
必要書類	申請完了後、提出書類は返却いただけるのでしょうか。	一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できません。令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムによる申請は、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は消去せずに保管してください。
必要書類	帳簿の保管義務はありますか。	保管義務があります。事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃えて他の経費と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておく必要があります。また、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。
必要書類	申請フォームの機器名には何を入力すればよいですか。	補助対象機器一覧から該当する機器名称(型式)をご参照いただき、大文字・小文字を正しくご入力ください。
必要書類	請求申請に必要な書類を教えてください。	振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類(預金通帳のコピー・電子通帳の場合は電子通帳の画面コピー等)をご用意ください。なお、法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみご登録いただけます。 ※詳しくは当ホームページに掲載されている申請の手引きをご確認ください。  【当座口座の場合】 当座勘定照合表(当座預金取引照合表)または、当座勘定入金帳など、振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
必要書類	振込先口座名義人が文字数超過ですべて入力できない場合はどのようにしたらよいですか。	振込先口座名義人は最大30文字までの登録のため、30文字を超える場合は口座名義人(カナ)の頭からスペースも含め30文字をご入力ください。
不備訂正	申請後に申請内容に不備があることに気付いたのですが、どうすればよいですか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	申請を取り下げたいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	「不備訂正依頼のご連絡」というメールを受領したのですが、どのように対応すればよいですか。	申請内容に不備があり審査ができない状況のため、速やかに申請内容の訂正と再提出のご対応をお願いいたします。メール本文中記載の申請番号をご確認いただき、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご参照のうえ、ご対応ください。
不備訂正	不備訂正期限までに再提出できなかった場合、どうなるのでしょうか。	不備訂正期限までに完了できるようご対応ください。訂正期限までに再提出できない場合は、事務局にて申請を取下げさせていただく場合があります。
補助金交付	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	補助対象機器等を購入後、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムにより交付申請兼実績報告とともに、添付書類(請求書、領収書等)を提出してください。申請内容に問題なければ、交付決定兼額確定通知の連絡をいたします。その後、交付決定兼額確定通知に記載された確定額について請求申請をしていただき、当該請求に応じて補助金の支払いを行います。
補助金交付	交付決定通知はどのように実施されますか。	審査完了後、交付決定及び額の確定について事務局からメールをお送りいたします。メールに記載されているURLから申請システムにログインいただき、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」をご確認ください。
補助金交付	補助金はいつ頃振り込まれますか。	補助金の振込みは、令和7年10月末以降の開始を予定しています。

補助金交付	補助金の振込元口座名を教えてください。	以下の通りとなります。 口座名:被害者保護増進等事業費補助金事務局 T O P P A N 株式会社 口座名カナ:ヒガ イヅサホ ゾウジンセイジヨウシヨウヒツキンジムトッパン(ハ) ※その他の情報が必要な方は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。
補助対象	既に購入している補助対象機器でも補助対象となりますか。	令和7年4月1日以降に購入し、取り付けを行ったうえで支払いが完了した機器であって、補助対象機器一覧に該当するものであれば対象となります。
補助対象	ホームページの補助対象機器一覧に掲載されている機器以外に、補助対象となる機器はありますか。	①機器本体の購入は補助対象機器一覧に記載がある機器に限ります。 ②構成部品に関しては、補助対象機器一覧に記載の有無に関わらず、①を使用するためのものとします。
補助対象	中古で購入したデジタル式運行記録計でも補助対象機器になりますか。	中古品は補助対象機器にはなりません。
補助対象	補助対象となる機器はどこで確認できますか。	当ホームページに掲載されている「令和7年度過労運転防止認定機器一覧」にてご確認いただけます。
補助対象	補助対象機器に製造番号が載っていないのですがどうすればいいですか。	補助対象機器の機器全体が把握できる外観写真をご撮影のうえご提出ください。
補助対象	補助対象機器の機器全体が把握できる外観写真とはどのようなものですか。	補助対象機器全体が映っている写真が必要となります。
社内安全教育の実施		
事業・支援策要件	補助の詳しい内容を教えてください。	事業と支援策の詳細につきましては、当ホームページに掲載されている交付規程・公募要領をご確認ください。
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は、予算が分かれていますか。	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は別事業のため、予算は分かれています。
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「交付要綱」はどこで見られますか。	国土交通省が掲載しているPDFにてご確認いただけます。 ・被害者保護増進等事業費補助金 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001889236.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001889236.pdf</a>
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「実施要領」はどこで見られますか。	国土交通省が掲載している以下のPDFにてご確認いただけます。 ・先進安全自動車の整備環境の確保事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001889238.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001889238.pdf</a> ・自動車運送事業の安全総合対策事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001889237.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001889237.pdf</a>
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	自動車運送事業の安全総合対策事業については、当ホームページに詳細が掲載されていますのでご確認ください。
申請方法	申請期間を教えてください。	以下の通りとなります。 ・事故防止コンサルティングの活用事業 令和7年7月31日(木)～令和8年1月30日(金) ・貸切バス運転者の研修事業 令和7年8月29日(金)～令和8年1月30日(金)
申請方法	予算状況によっては期限前でも申請を締め切る可能性はありますか。(予算がなくなったら終了ですか。)	当該予算額に達した時点で申請の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて当ホームページにて各事業で公示します。
申請方法	どのように申請したらよいですか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。
申請方法	郵送や電話、持ち込みで申請できますか。	郵送や電話、持ち込みでの申請は受け付けておりません。公募要領に記載の通り、電磁的方法(パソコンコンピューター(PC))を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみ申請が可能です。
申請方法	電磁的方法とはどのような方法ですか。	パソコンコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する方法です。
申請方法	スマートフォンもしくはタブレットで申請はできますか。	電磁的方法(パソコンコンピューター(PC))からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。
申請方法	補助事業の完了年月には何を入力すればよいですか。	コンサルティング及び研修を実施し、支払いまで完了した日をご入力ください。支払いが完了した日については、対象の領収書に記載されている日付をご確認ください。
申請方法	申請者は代表取締役以外の社員でもよいですか。	代表取締役以外の社員の方でも申請が可能です。
申請方法	申請は誰が行えますか。	補助対象のコンサルティング及び研修を実施予定の事業者様ご自身で申請いただく必要があります。
申請方法	コンサルティング及び研修事業はいつ契約すればよいですか。	コンサルティング及び研修事業の契約日は、補助金交付申請書の提出日以降である必要があります。
申請方法	いつからコンサルティング及び研修事業の実施を開始してよいでしょうか。	コンサルティング及び研修事業の実施は、交付決定通知後から令和8年1月30日(金)までに完了する必要があります。事業実施の完了後に実行していただく実績報告の申請が間に合わなかった場合、補助金の交付ができないことがあります。
申請方法	他の補助金を受けている場合、申請はできますか。	本事業と補助対象が重複する他の補助金と重複して申請することはできません。ただし、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金では、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と「自動車運送事業の安全総合対策事業」につきましては、申請の要件を満たす事業者についても双方とも申請することが可能です。
申請方法	申請フォームの補助金交付申請額には何を参照して入力すればよいですか。	まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助金交付申請額」欄に表示された金額をご入力ください。
申請方法	申請者は法人でなければいけないのでしょうか。	申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。
申請方法	申請が可能となる中小企業の定義を教えてください。	中小企業とは、中小企業庁の解説により、以下のいずれかとなります。 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 詳しくは当ホームページの公募要領にてご確認をお願いいたします。
申請方法	事故防止コンサルティングの活用の補助対象となる事業者を教えてください。	以下の通りとなります。 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者。 詳しくは当ホームページに掲載の公募要領をご確認ください。
申請方法	貸切バス運転者の研修の活用の補助対象となる事業者を教えてください。	以下の通りとなります。 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者 詳しくは当ホームページに掲載の公募要領をご確認ください。
申請方法	補助対象となるコンサルティング及び研修はどこで確認できますか。	当ホームページに掲載されている「令和7年度 社内安全教育認定メニュー一覧」にてご確認いただけます。
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページにログインする手順を教えてください。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムより、 1.メールアドレスを入力し利用者登録をお願いいたします。 2.登録を行ったメールアドレス宛にパスワード設定用メールが届きます。 3.メール本文内のリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いいたします。 4.マイページには、登録メールアドレスと設定されたパスワードでログインいただけます。 詳しくは当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	利用者登録をしましたが、パスワードを設定するメールが届きません。	次の原因が考えられます。 1.登録されたメールアドレスが誤っている場合 2.特定のメールアドレスのみを受信可能にしている場合 ※「noreply@hogo-zoushin.jp」からのメールを受信可能とする設定にしてください。 3.迷惑メールフォルダに振り分けられている場合

申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページのパスワードを忘れてしまいました。	ログイン画面に表示される「パスワードをお忘れの場合はこちら」からパスワードの再設定を行っていただけます。その際、既に登録されているメールアドレスを入力いただき、次へボタンを押すとパスワードの再設定のメールが届きます。届いた通知に記載されているパスワードリセットのリンクから新たにパスワードを設定してください。詳しくは当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請システムで提出書類を添付しましたが、完了ボタンが押せず完了できません。	申請に必須となる提出書類全てを添付しないと完了ボタンを押すことができません。そのため、必要となる書類全てを添付したうえで完了ボタンを押してください。必要となる書類詳細は当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請した情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
必要書類	申請書の必要書類について教えてください。	当ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引きにて必要書類をご確認いただけます。なお、申請時に書類の不足や不備がありますと、申請を受付できない場合がありますので、申請前に必要書類のご確認をお願いいたします。
必要書類	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	事前確認はしておりません。
必要書類	申請フォームの補助対象経費は何を参照して入力すればよいですか。	まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助対象経費」欄に表示された金額をご入力ください。
必要書類	手形処理で補助対象機器を購入した場合、領収書は発行されませんが、銀行の手形処理の電子領収書で申請することができますか。	電子領収書もしくは通常(手形)の領収書を添付してください。
必要書類	電子取引で領収書が出ないものについてはどうしたらよいでしょうか。	別途、機器販売店より領収書を作成していただき、提出してください。
必要書類	申請完了後、提出書類は返却いただけるのでしょうか。	一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できません。令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムによる申請は、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は消去せずに保管してください。
必要書類	帳簿の保管義務はありますか。	保管義務があります。事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃えて他の経費と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておく必要があります。また、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。
必要書類	請求申請に必要な書類を教えてください。	振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類(預金通帳のコピー・電子通帳の画面コピー等)をご用意ください。なお、法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみご登録いただけます。 ※詳しくは当ホームページに掲載されている申請の手引きをご確認ください。  【当座口座の場合】 当座勘定照合表(当座預金取引照合表)または、当座勘定入金帳など、振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
不備訂正	申請後に申請内容に不備があることに気付いたのですが、どうすればよいですか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	申請を取り下げたいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	「不備訂正依頼のご連絡」というメールを受領したのですが、どのように対応すればよいですか。	申請内容に不備があり審査ができかねる状況のため、速やかに申請内容の訂正と再提出のご対応をお願いいたします。メール本文中記載の申請番号をご確認いただき、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご参照のうえご対応ください。
不備訂正	不備訂正期限までに再提出できなかった場合、どうなるのでしょうか。	不備訂正期限までに完了できるようご対応ください。訂正期限までに再提出できない場合は、事務局にて申請を取下げさせていただく場合があります。
補助金交付	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムにより交付申請とともに、添付書類(事業概要報告書、見積書等)を提出してください。申請内容に問題がなければ、交付決定通知の連絡をいたします。通知を受けて当該事業を実施いただき完了後、実績報告とともに、添付書類(領収書、事業完了報告書等)を提出してください。申請内容に問題がなければ、額確定通知の連絡をいたします。その後、額確定通知に記載された確定額について請求申請をしていただき、当該請求に応じて補助金の支払いを行います。
補助金交付	交付決定通知はどのように実施されますか。	審査完了後、交付決定について事務局からメールをお送りいたします。メールに記載されているURLから申請システムにログインいただき、「交付決定通知書」をご確認ください。
補助金交付	補助金はいつ頃振り込まれますか。	補助金の振込みは、令和7年10月末以降の開始を予定しています。
補助金交付	補助金の振込元口座名を教えてください。	以下の通りとなります。 口座名：被害者保護増進等事業費補助金事務局 T O P A N 株式会社 口座名カナ：ヒガシヘイジンセイジヤクヒョウスウキンジムブシハジ ※その他の情報が必要な方は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。
補助対象	既に受講しているコンサルティング及び研修でも補助対象となりますか。	補助対象外となります。令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局からの交付決定通知の受領後に事業の実施をしないと、補助金が交付されませんのでご注意ください。
補助対象	補助対象となる経費はどのようなものですか。	以下の通りとなります。 ・国土交通大臣が認定した事故防止コンサルティングの活用に要する経費 ・国土交通大臣が認定した貸切バス運転者の研修の活用に要する経費(一般貸切旅客自動車運転事業者の運転者が研修を受けたものに限る)
補助対象	ホームページに掲載されている「令和7年度社内安全教育認定メニュー一覧」に記載のないものを受講した場合、補助対象となりますか。	補助対象外となります。補助対象となるものは「令和7年度社内安全教育認定メニュー一覧」に記載のあるものに限ります。
健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援		
事業・支援策要件	補助の詳しい内容を教えてください。	事業と支援策の詳細につきましては、当ホームページに掲載されている交付規程・公募要領をご確認ください。
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は、予算が分かれていますか。	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は別事業のため、予算は分かれています。
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「交付要綱」はどこで確認できますか。	以下、国土交通省が掲載しているPDFにてご確認いただけます。 ・被害者保護増進等事業費補助金 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf</a>

事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「実施要領」はどこで確認できますか。	以下、国土交通省が掲載しているPDFにてご確認いただけます。 ・先進安全自動車の整備環境の確保事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001889238.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001889238.pdf</a> ・自動車運送事業の安全総合対策事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001889237.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001889237.pdf</a>
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	当ホームページに詳細が掲載されていますのでご確認ください。
申請方法	申請期間を教えてください。	令和7年8月29日(金)～令和8年1月30日(金)となります。
申請方法	いつまでに実施した検査が補助対象となりますか。	令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)までの間に補助対象検査を実施し、支払いまで終了（事業完了）している必要があります。
申請方法	予算状況によっては、期限前でも申請を締め切る可能性はありますか。（予算がなくなったら終了ですか。）	当該予算額に達した時点での申請の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて当ホームページにて各事業でそれぞれ公表します。
申請方法	どのように申請したらよいですか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。
申請方法	郵送や電話、持ち込みで申請できますか。	郵送や電話、持ち込みでの申請は受け付けておりません。公募要領に記載の通り、電磁的方法(パーソナルコンピューター(PC))を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみ申請が可能です。
申請方法	電磁的方法とはどのような方法ですか。	パーソナルコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する方法です。
申請方法	スマートフォンもしくはタブレットで申請はできますか。	電磁的方法(パーソナルコンピューター(PC))からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。
申請方法	補助事業の完了年月日には何を入力すればよいですか。	補助対象検査を実施し、支払いまで終了（事業完了）した日をご入力ください。支払いが終了した日については、領収書に記載されている日付をご確認ください。
申請方法	申請者は代表取締役以外の社員でもよいですか。	代表取締役以外の社員の方でも申請が可能です。
申請方法	申請は誰が行えますか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請は、補助対象検査を実施し、お支払いされた事業者様ご自身で申請いただく必要がございます。
申請方法	申請開始前に実施した補助対象検査も申請可能ですか。	令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)に実施した検査で、支払いが完了しており、当ホームページに掲載されている補助対象検査一覧に記載のあるものであれば申請が可能です。
申請方法	他の補助を受けている場合、申請はできますか。	本事業と補助対象が重複する他の他の補助金と重複して受けすることはできません。ただし、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金では、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と「自動車運送事業の安全総合対策事業」につきましては、申請の要件を満たす事業者については双方とも申請することは可能です。
申請方法	申請フォームの補助金交付申請額には何を参照して入力すればよいですか。	経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助金交付申請額」欄に表示された金額をご入力ください。
申請方法	申請者は法人でなければいけないのでしょうか。	申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。
申請方法	補助対象となる事業者を教えてください。	一般集合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営するものとなります。 詳しくは、当ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。
申請方法	複数人の申請は可能ですか。	申請は可能です。1事業者あたりの補助金上限額は50万円となります。1人あたり50万円ではありませんのでご注意ください。
申請方法	交付決定通知書兼交付額確定通知書受領後の対応を教えてください。	交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領後、内容をご確認いただき、請求申請を実施してください。
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページにログインする手順を教えてください。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムより、 1.メールアドレスを入力し利用者登録をお願いいたします。 2.登録を行ったメールアドレス宛にパスワード設定用メールが届きます。 3.メール本文内のリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いいたします。 4.マイページには、登録メールアドレスと設定されたパスワードでログインいただけます。 詳しくは、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	利用者登録をしましたが、パスワードを設定するメールが届きません。	次の原因が考えられます。 1.登録されたメールアドレスが誤っている場合 2.特定のメールアドレスのみを受信可能にしている場合 ※「noreply@hogo-zoushin.jp」からのメールを受信可能とするよう設定してください。 3.迷惑メールフォルダに振り分けられている場合
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページのパスワードを忘れてしまいました。	ログイン画面に表示される「パスワードをお忘れの場合はこちら」からパスワードの再設定を行っていただけます。その際、既に登録されているメールアドレスを入力いただき、次へボタンを押すとパスワードの再設定のメールが届きます。届いた通知に記載されているパスワードリセットのリンクから新たにパスワードを設定してください。 詳しくは、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請システムで提出書類を添付したが、完了ボタンが押せず完了できません。	申請に必須となる提出書類全てを添付しないと完了ボタンを押すことができません。そのため、必要となる書類全てを添付したうえで完了ボタンを押してください。必要となる書類詳細は、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請した情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間9:00～18:00　※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
必要書類	領収書や検査費用明細書等には、何が記載されている必要がありますか。	発行日や受診日、金額、申請事業者名等のほかに、公募要領に掲載されている「補助対象検査名」が明記されている必要があります。領収書や検査費用明細書に検査名の記載が難しい場合は、検査内容が明記されているウェブページの画像や検査カタログ等を追加で添付して申請してください。
必要書類	申請時の必要書類について教えてください。	当ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引きにて必要書類をご確認いただけます。なお、申請時に書類の不足や不備がありますと、申請を受付できない場合がありますので、申請前に必要書類のご確認をお願いいたします。

必要書類	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	事前確認はしておりません。
必要書類	申請フォームの補助対象経費は何を参照して入力すればよいですか。	経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助対象経費」欄に表示された金額をご入力ください。
必要書類	電子取引で領収書が出ないものについてはどうしたらよいでしょうか。	別途、医療機関等にて領収書を作成していただきご提出ください。
必要書類	申請完了後、提出書類は返却いただけるのでしょうか。	一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できません。令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムによる申請は、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は消去せずに保管してください。
必要書類	帳簿の保管義務はありますか。	保管義務があります。事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃えて他の経費と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておく必要があります。また、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。
必要書類	「当該検査の実施に係る経費を示す検査費用明細書等の写し」に個人の病歴や検査結果に関する内容が記載されている場合はどうすればよいですか。	病歴や検査結果に関する内容(要配慮個人情報)が記載された書類の写しは提出しないでください。提出書類に該当箇所が記載されている場合は、必ず黒塗りでマスキングしてからご提出ください。
必要書類	請求申請に必要な書類を教えてください。	振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類(預金通帳のコピー・電子通帳の場合は電子通帳の画面コピー等)をご用意ください。なお、法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみご登録いただけます。 ※詳しくは当ホームページに掲載されている申請の手引きをご確認ください。  【当座口座の場合】 当座勘定照合表(当座預金取引照合表)または、当座勘定入金帳など、振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
必要書類	振込先口座名義人が文字数超過ですべて入力できない場合はどのようにしたらよいですか。	振込先口座名義人については、最大30文字までの登録のため、30文字を超過する場合は口座名義人(カナ)の頭からスペースも含め30文字をご入力ください。
不備訂正	不備訂定期限までに再提出できなかった場合、どうなるのでしょうか。	不備訂定期限までに完了できるようご対応ください。訂定期限までに再提出できない場合は、事務局にて申請を取下げさせていただく場合がございます。
不備訂正	申請後に申請内容に不備があることに気付いたのですが、どうすればよいですか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	申請を取り下げたいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	「不備訂正依頼のご連絡」というメールを受領したのですが、どのように対応すればよいですか。	申請内容に不備があり、審査ができかねる状況のため、速やかに申請内容の訂正と再提出のご対応をお願いいたします。メール本文中記載の申請番号をご確認いただき、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご参照のうえ、ご対応ください。
補助金交付	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	補助対象検査を実施後、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムにより交付申請兼実績報告とともに、添付書類(領収書、検査費用明細書等)を提出してください。申請内容に問題なければ、交付決定兼額確定通知の連絡をいたします。その後、交付決定兼額確定通知に記載された確定額について請求申請をしていただき、当該請求に応じて補助金の支払いを行います。
補助金交付	交付決定通知はどのように実施されますか。	審査完了後、交付決定及び額の確定について事務局からメールをお送りします。メールに記載されているURLから申請システムにログインいただき、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」をご確認ください。
補助金交付	補助金はいつ頃振り込まれますか。	補助金の振込みは、令和7年10月末以降の開始を予定しています。
補助金交付	補助金の振込元口座名を教えてください。	以下の通りとなります。 口座名：被害者保護増進等事業費補助金事務局 T O P P A N 株式会社 口座名カナ：ヒザイホウゼンエシヤクヒヤウジンジムジムトッパン ※その他他の情報が必要な方は令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。
補助対象	保険を適用して支払いを行った検査でも補助対象となりますか。	補助対象検査は、健康保険適用外のものに限ります。
補助対象	運転業務に携わらない従業員が受診した検査も補助対象となりますか。	補助対象外となります。運転者が受診した補助対象検査のみが補助対象となります。
補助対象	既に退職した従業員が受診した検査も補助対象となりますか。	補助対象外となります。補助対象検査を実施した者が運転者として申請事業者に所属している必要があります。
補助対象	1人の従業員が複数の補助対象検査を受診することは可能ですか。	可能です。補助金額上限の50万円以内であれば複数の検査を受診していただけます。ただし、同一の検査を複数回受診する場合、2回目以降は補助対象外となります。
補助対象	補助対象となる検査の種類を教えてください。	以下の通りとなります。※検査機関、医療機関が実施する検査のうち、健康保険適用外であるものに限る。 1.睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査 2.脳MRI健診(頭部MRI検査、MRA検査) 3.頸動脈超音波検査(頸動脈エコー検査)、ABI検査(四肢血圧脈波検査)、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査(腹部エコー検査) 4.視野障害検査(視力検査、眼底検査、眼圧検査)
補助対象	補助対象となる検査一覧はどこで確認できますか。	当ホームページに掲載されている「補助対象検査一覧(スクリーニング検査一覧)」をご確認ください。
補助対象	補助対象となる経費はどのようなものですか。	以下の通りとなります。※検査機関、医療機関が実施する検査のうち、健康保険適用外であるものに限る。 1.睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に係る経費 2.脳MRI健診(頭部MRI検査、MRA検査)に係る経費 3.頸動脈超音波検査(頸動脈エコー検査)、ABI検査(四肢血圧脈波検査)、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査(腹部エコー検査)に係る経費 4.視野障害検査(視力検査、眼底検査、眼圧検査)に係る経費 詳しくは、当ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。

補助対象	補助対象検査はどこで受診できますか。	保険適用外で補助対象検査を実施している全国の検査機関、医療機関にて受診いただけます。
補助対象	補助対象検査が実施できる機器の購入も補助対象になりますか。	機器の購入は補助対象外です。あくまで、補助対象検査の受診費用に対する補助となります。 ※SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査のための機器の導入については「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」にて補助対象となる機器が一部ございます。導入機器が補助対象に該当するかどうかの詳細は、「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」のページにてご確認ください。
先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援		
事業・支援策要件	補助の詳しい内容を教えてください。	事業と支援策の詳細につきましては、当ホームページに掲載されている交付規程・公募要領をご確認ください。
事業・支援策要件	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は、予算が分かれていますか。	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は別事業のため、予算は分かれています。
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「交付要綱」はどこで確認できますか。	以下、国土交通省が掲載しているPDFにてご確認いただけます。 ・被害者保護増進等事業費補助金 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889236.pdf</a>
事業・支援策要件	「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」の「実施要領」はどこで確認できますか。	以下、国土交通省が掲載しているPDFにてご確認いただけます。 ・先進安全自動車の整備環境の確保事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889238.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889238.pdf</a> ・自動車運送事業の安全総合対策事業 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889237.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001889237.pdf</a>
事業・支援策要件	先進安全自動車の整備環境の確保事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	当ホームページに詳細が掲載されていますのでご確認ください。
申請方法	申請期間を教えてください。	令和7年11月25日(火)10:00～令和8年1月30日(金)17:00となります。
申請方法	予算状況によっては、期限前でも申請を締め切る可能性はありますか。(予算がなくなったら終了ですか。)	当該予算額に達した時点で申請の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて当ホームページにて各事業でそれぞれ公表します。
申請方法	どのように申請したらよいですか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。 詳しくは当ホームページに掲載されている申請の手引きとシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	郵送や電話、持ち込みで申請できますか。	郵送や電話、持ち込みでの申請は受け付けておりません。電磁的方法(パーソナルコンピューター(PC))を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみ申請が可能です。
申請方法	電磁的方法とはどのような方法ですか。	パーソナルコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する方法です。
申請方法	スマートフォンもしくはタブレットで申請はできますか。	電磁的方法(パーソナルコンピューター(PC))からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。
申請方法	補助事業の完了年月日には何を入力すればよいですか。	対象機器や研修を購入・実施し、支払いまで完了した日をご入力ください。支払いが完了した日については、対象の領収書に記載されている日付をご確認ください。
申請方法	申請者は代表取締役以外の社員でもよいですか。	代表取締役以外の社員の方でも申請が可能です。
申請方法	申請は誰が行えますか。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請は、補助対象機器の購入や補助対象研修を実施し、お支払いされた事業者様ご自身で申請いただく必要があります。
申請方法	すでに購入・実施している補助対象機器や補助対象研修でも申請はできますか。	令和7年4月1日以降に購入・実施し、かつ支払いが完了しており、補助対象機器一覧・補助対象研修一覧に記載のあるものであれば申請いただけます。
申請方法	他の補助を受けている場合、申請はできますか。	本事業と補助対象が重複する他の補助金と重複して受けすることはできません。ただし、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金では、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と「自動車運送事業の安全総合対策事業」につきましては、申請の要件を満たす事業者については双方とも申請することは可能です。
申請方法	申請フォームの「補助金交付申請額」には何を参照して入力すればよいですか。	経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、「補助金交付申請額」に表示された金額をご入力ください。
申請方法	申請者は法人でなければいけないのでしょうか。	申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。
申請方法	補助対象となる事業者を教えてください。	以下の条件をすべて満たす自動車特定整備事業者が補助対象事業者となります。 ①道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者（認証工場）であること。 ②自動車分解整備事業者であって、電子制御装置の認証を申請するもの（既に申請している者を含む） ③自社が保有する自動車車両連絡施設において、自動車整備士（三級自動車整備士及び自動車タイヤ整備士は除く）が配置されており自動車整備業を行なう者であって、電子制御装置を含む特定整備事業の認証を申請する者。 ※専ら自動車又は自動車部品・燃料の販売又は修理を行うための施設 詳しくは、当ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。
申請方法	複数事業場、複数台数の申請は可能ですか。	申請は可能です。ただし、複数台数機器を申請した場合も1事業場あたりの補助金上限額は16万円【設備費:15万円、研修費:1万円】です。機器1台あたり16万円ではありませんのでご注意ください。
申請方法	交付決定通知書兼交付額確定通知書受領後の対応を教えてください。	交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領後、内容をご確認いただき、請求申請を実施してください。
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページにログインする手順を教えてください。	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムより、 1.メールアドレスを入力し利用者登録をお願いいたします。 2.登録を行ったメールアドレス宛にパスワード設定用メールが届きます。 3.メール本文内のリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いいたします。 4.マイページには、登録メールアドレスと設定されたパスワードでログインいただけます。 詳しくは、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	利用者登録をしましたが、パスワードを設定するメールが届きません。	以下の原因が考えられます。 1.登録されたメールアドレスが誤っている場合 2.特定のメールアドレスのみを受信可能にしている場合 ※「noreply@hogo-zoushin.jp」からのメールを受信可能とするよう設定してください。 3.迷惑メールフォルダに振り分けられている場合
申請方法	令和7年度被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページのパスワードを忘れてしまいました。	ログイン画面に表示される「パスワードをお忘れの場合はこちら」からパスワードの再設定を行っていただけます。その際、既に登録されているメールアドレスを入力いただき、次へボタンを押すとパスワードの再設定のメールが届きます。届いた通知に記載されているパスワードリセットのリンクから新たにパスワードを設定してください。 詳しくは、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請システムで提出書類を添付したが、完了ボタンが押せず完了できません。	申請に必須となる提出書類全てを添付しないと完了ボタンを押すことができません。そのため、必要となる書類詳細は、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご確認ください。
申請方法	申請した情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。(受付時間 9:00～18:00※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)

必要書類	申請書の必要書類について教えてください。	ご用意いただく書類等に關しましては、申請前に公募要領や申請の手引きで必要書類をチェックして申請時に漏れのないようにお願ひいたします。なお、申請時に不足書類がありますと、申請を受付できない場合がありますのでご注意ください。
必要書類	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	事前確認はしておりません。
必要書類	申請フォームの「補助対象経費」は何を参照して入力すればよいですか。	経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、「補助対象経費」に表示された金額をご入力ください。
必要書類	手形処理で補助対象機器を購入した場合、領収書は発行されませんが、銀行の手形処理の電子領収書で申請することができますか。	電子領収書もしくは通常(手形)の領収書を添付してください。
必要書類	電子取引で領収書が出ないものについてはどうしたらよいでしょうか。	別途、機器販売店より領収書を作成していただき、提出してください。
必要書類	申請完了後、提出書類は返却いただけるのでしょうか。	一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できません。令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムによる申請は、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は消去せずに保管してください。
必要書類	帳簿の保管義務はありますか。	保管義務があります。事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃えて他の経費と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておく必要があります。また、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。
必要書類	申請書の必要書類について教えてください。	ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引きにて必要書類をご確認いただけます。なお、申請時に書類の不足や不備がありますと、申請を受付できない場合がありますので、申請前に必要書類のご確認をお願いいたします。
必要書類	<法人の事業者様向け> 認証書を提出できない場合、どうすればよいですか。	①「自動車整備士である証明」(整備士手帳の写しもしくは自動車整備士技能検定合格証書の写し)と②「現在事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)」の2点を提出してください。  <①「自動車整備士である証明」の提出時の注意点> 現在事項全部証明書に記載のない者の自動車整備士である証明を提出される場合は、自動車整備士が申請自動車関連施設に配置されていることが確認できるもの(直近の給与明細や名刺等のいずれか)も合わせてご提出ください。
必要書類	<個人事業者様向け> 認証書を提出できない場合、どうすればよいですか。	①「自動車整備士である証明」(整備士手帳の写しもしくは自動車整備士技能検定合格証書の写し)と、②「住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)」もしくは③「自動車運転免許証の写し」の2点を提出してください。※①+②or①+③  <提出時の注意点> ①「自動車整備士である証明」 申請者以外の者の自動車整備士である証明を提出される場合は、自動車整備士が申請自動車関連施設に配置されていることが確認できるもの(直近の給与明細や名刺等のいずれか)も合わせてご提出ください。  ②「住民票の写し」 住民票に個人番号(マイナンバー情報)が掲載されている場合、個人番号に黒塗り(マスキング)処理を施してください。  ③「自動車運転免許証の写し」 自動車運転免許証表面の条件等欄と裏面の備考欄に黒塗り(マスキング)処理を施してください。(氏名・住所情報を除く)裏面に新氏名や新住所の記載がある場合は、裏面のコピーもご提出ください。 ※当ホームページに掲載されている申請の手引きに画像付きでご案内がありますのであわせてご確認ください。  本補助金の審査にて使用しない個人情報が含まれている場合、マスキング処理を施していただいたうえで再提出いただく場合があります。
必要書類	請求申請に必要な書類を教えてください。	振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類(預金通帳のコピー・電子通帳の画面コピー等)をご用意ください。なお、法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみご登録いただけます。 ※詳しくは当ホームページに掲載されている申請の手引きをご確認ください。  【当座口座の場合】 当座勘定照合表(当座預金取引照合表)または、当座勘定入金帳など、振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
必要書類	振込先口座名義人が文字数超過ですべて入力できない場合はどのようにしたらよいですか。	振込先口座名義人については、最大30文字までの登録のため、30文字を超える場合は口座名義人(カナ)の頭からスペースも含め30文字をご入力ください。
不備訂正	不備訂正期限までに再提出できなかった場合、どうなるのでしょうか。	不備訂正期限までに完了できるようご対応ください。訂正期限までに再提出できない場合は、事務局にて申請を取下げさせていただく場合がございます。
不備訂正	申請後に申請内容に不備があることに気付いたのですが、どうすればよいですか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	申請を取り下げたいのですが、どうすればよいでしょうか。	個別にご対応いたしますので、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
不備訂正	「不備訂正依頼のご連絡」というメールを受領したのですが、どのように対応すればよいですか。	申請内容に不備があり、審査ができない状況のため、速やかに申請内容の訂正と再提出のご対応をお願いいたします。メール本文中に記載の申請番号をご確認いただき、当ホームページに掲載されているシステム利用手順書をご参照のうえ、ご対応ください。
補助金交付	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	補助対象機器等を購入後、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金の申請システムにより交付申請兼実績報告とともに、添付書類(現在事項全部証明書、請求書、領収書等)を提出してください。申請内容に問題がなければ、交付決定額確定通知の連絡をいたします。その後、交付決定額確定通知に記載された確定額について請求申請をしていただき、当該請求に応じて補助金の支払いを行います。
補助金交付	交付決定通知はどのように実施されますか。	審査完了後、交付決定及び額の確定について事務局からメールをお送りします。メールに記載されているURLから申請システムにログインいただき、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」をご確認ください。
補助金交付	補助金の振込元口座名を教えてください。	以下の通りとなります。 口座名：被害者保護増進等事業費補助金事務局 T O P P A N 株式会社 口座名カナ：ヒガ ピリヤウジ ウシドウカ キヨカヒヨウジ ハキトバン ※その他の情報が必要な方は、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局(03-4446-4346)までお問い合わせください。
補助対象	リースで補助対象機器を導入した場合も補助対象になりますか。	補助対象になりません。補助対象機器の購入に対する補助事業が対象となります。

補助対象	ホームページの補助対象機器一覧に掲載されている機器以外に、補助対象となるものはありませんか。	以下の通りとなります。 【1】機器本体の購入は、補助対象機器一覧に記載がある機器に限ります。 【2】スキャンツールの構成部品である①通信インターフェース、②情報端末、③故障診断用のソフトウェアのいずれかを既に保有している場合、追加購入経費のみを計上して申請することができますが、スキャンツールを使用するため以外に利用されるものは補助対象外となります。 ※②情報端末は、Windows11インストールされていないものは補助対象外となります。申請時には、Windows11がインストールされていることが分かる画面の写真を必ず添付してください。 ※詳しくは当ホームページに掲載されている公募要領をご確認ください。
補助対象	同型式の機器であるが補助対象機器一覧に記載がない場合は申請できないでしょうか。	補助対象機器一覧は、ツールメーカーより情報を収集し作成しているものです。同型式であれば補助対象機器になる可能性がございますので、ツールメーカーにお問い合わせください。
補助対象	補助対象機器一覧のファームウェアのバージョン及びドライバのバージョンと異なっている(または確認できない)が申請は可能でしょうか。	申請は可能です。ただし、検査用スキャンツールとして使用する場合は、自動車特定整備事業の認証を取得し特定DTC照会アプリにてファームウェア・ソフトウェアのバージョンを確認したうえでご使用ください。
補助対象	補助対象機器一覧の中で情報端末がセットとなっているものについて、OSがWindows10のものしかないが補助対象機器から除外されますか。	購入後、Windows11にアップデートしていただければ補助対象機器となります。
補助対象	ファームウェアのバージョン及びドライバのバージョンはどのように調べたらよいでしょうか。	特定DTC照会アプリでご確認いただけます。それ以外の方法につきましては、ツールメーカーにお問い合わせください。
補助対象	特定DTC照会アプリについて詳しく知りたいです。	検査用スキャンツールにインストールして用いるOBD検査のためのアプリケーションです。詳しくはOBD検査ポータルをご確認ください。
補助対象	OBD検査について詳しく知りたいです。	OBD検査とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査の検査項目として令和6年10月に開始されております。詳しくはOBD検査ポータルをご確認ください。